

令和7年度 第3回 九段中等教育学校 学校経営評議会 会議録

日 時 令和8年3月25日（水） 午後15時から午後16時27分
場 所 九段中等教育学校 九段校舎 会議室

内容

- 1 開会
- 2 校長挨拶
- 3 令和7年度 学校経営方針実現に向けた取組の最終報告
- 4 令和7年度 学校経営診断評価アンケートの結果について
- 5 その他、報告事項
- 6 閉会

○会長 皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和7年度第3回「学校経営評議会」を開会いたします。

それでは、開会に当たりまして、まず校長先生から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○校長 皆さん、こんにちは。

本日は、御多用のところ、御参加いただきましてありがとうございます。

本日、修了式ということで、生徒も全員進級ということになっております。卒業生の結果等についてはまた後ほど報告させていただきますけれども、本年度の最終回ということになります。1年間どうもありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

次に、配付資料の確認について、経営企画室長からお願いいたします。

○経営企画室長 よろしく願いいたします。

それでは、お手元の配付資料を確認させていただきます。

一番上の次第の下に配付資料を書いてございます。資料1の「令和7年度第3回九段中等教育学校学校経営評議会 席次表」から、御案内のと通りの資料7-①～⑤まで12点配付資料をお手元に配らせていただいております。

不足や乱丁のものはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、会長、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

それでは、お手元の次第に従って進めてまいります。

3の学校経営方針実現に向けた取組の最終報告と併せて4の重点目標と数値目標について、資料4と5により副校長のほうから説明をいただきます。

○後期副校長 ありがとうございます。

最終報告については膨大ですので、それぞれ御覧いただき、また何かありましたらおっしゃっていただければと思います。

数値目標、最終報告について、これは暫定数値とさせていただきます。また来年、4月に入りましたら、確定版としてお出ししたいと思います。

先ほど校長先生からありました今回の進学実績につきましても、現在集計中で、細かいことは申し上げられないのですが、国公立をはじめ、生徒たちは進学先を決めております。具体で書いてある部分もありますけれども、そのほか、未決にして来年もう一回頑張るといふ生徒もおります。

目立ったところでの進学実績については、進路指導部の項目の最終報告暫定版のほうを御参照ください。

私からは以上です。

○会長 一応今で資料4と5についての御説明ということでよろしいですか。

○後期副校長 はい。

○会長 皆様のほうから何か御質問等がございますでしょうか。

読む時間があまりなかったと思いますので、少し時間を取りますか。

○後期副校長 ありがとうございます。

○校長 では、資料5のところでは補足説明をします。

前にも御説明してはいますが、ラベリング・リストというのは、資料3になりますけれども、グランドデザインを見ていただいて、育成すべき資質・能力を4つの分野、3領域で示しているのですが、これに伴う評価指標的なもので、生徒の学びの姿を24分割しています。それを今までは探究で主として行っていたものを各教科でもきちんと位置づけてほしいということで活用した。それを教員がこのラベリング・リストを活用しながら授業を行ったという数値になっています。

それから、ウのところの進路指導、大学入試なのですが、フル型と書いてある。これは、今まで大学共通テストは5教科だったのですが、今は情報が入って6教科になっておりますけれども、それを全て、例えば進学する大学によっては3教科でいい場合もあるのです。共通テストについて3教科選択もあるのですが、フル型というのは全ての教科を選択する。今回75%ということです。

それから、総合型というのは、基本的には高等学校で受かった、例えば探究の成果、九段探究プランというのを始めて2年目になるのですが、その探究した結果を大学側に示して、面接を受けて、最終的には合格という判断をもらう。今回、東京大学も1人総合型で受かっておりますけれども、その成果が現れているかなと思います。

東京科学大というのは、もう2年目になりますけれども、東京工業大学と東京医科歯科大学が一緒になっているということです。いわゆる東大、京大、東工、一橋というところになりますけれども、それぞれ合格者がいるということになります。

それから、エのところの特別活動で探究・起業等コンテストと書いてありますけれども、

入賞は化学グランプリで金賞を取ったという生徒もおりますし、それから、2チームというのは、TEP-CUPという東京都が行っている英語によるコンテストなのですけれども、3年目になる。3年連続ベスト8に九段中等が入っているということで、アメリカ大使館にもまた招待されておりますけれども、その結果ということになります。

私からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから御質問等はよろしいでしょうか。

○委員 私から1点よろしいですか。

資料5のイのところですが、いじめ報告について毎回私のほうから聞かせていただいているのですけれども、△7は7件あったということよろしいですか。

○後期副校長 そうです。

○委員 これについてはどのように受け止められているか教えていただけますでしょうか。

○後期副校長 前期課程で6件、後期課程で1件でございます。

内容としては、執拗な絡みやいじりのようなもの。相手が嫌がっているのに執拗に関わってしまうところから起きた案件が前期課程で2件報告されています。

また、悪口や語気の強い言葉で相手を傷つけたというケースが前期課程で4件、後期課程で1件でございます。

○委員 それについてはどのように捉えられているのでしょうか。傾向というか、そういうのではなくて、今までの校長先生のゼロでなければいけないというのは、私はそうではないという立場で質問させていただいたのですけれども、出てきて自然と捉えているのか、いや、こんなはずはないというところなのか、どうなのでしょうかとこのころです。私は、学校生活で同年代でも発言力の強い者、強くない者がいたり、先輩と後輩で部活をやっていたりするときの指導の方法とかで、受け止める側にとってみればこういうちょっと強い言葉ということをいじめと捉える生徒もいるけれども、そういうのが発露することは必ずしも悪いことではなく、逆に相談しやすい環境とも見えるし、私はその辺の先生方の捉え方のほうが大事かなと。そういうのをもっと発露していったほうがよしとするのか、そのときに自然に相談できる、会話する相手がいることのほうが何となく健全な印象を持ってはいるのですけれども、その辺り、内情がよく分からないものですから、そこは先生方の見識を聞くしかないなと思っていたところではあったのですけれども、いかがでしょうか。

○後期副校長 初回から同じことをおっしゃっていただいていると思うのですけれども、学校方針が出た時点でゼロと掲げておりますので、あくまでも学校としてはいじめゼロを目指しての学校生活を構築するように学校運営も努めております。それなので、こちらは目標がゼロではなくということはないと認識します。

実態として、ではゼロでないことは悪しきなのかといったらそうではなくて、矛盾するようかもしれないのですけれども、今おっしゃっていただいたように、大人に把握できる実

態があることというのは非常に大切なことと思っています。毎学期ごとの校長講話でも、相談してください、SOSを出してくださいということは申しておりますので、生徒にも保護者の方にも、つらいと感じているお子さんがいたら、あるいは周りですつらいと感じているお子さんがいたら、みんなで気づいてあげようという風土は教員及び生徒全体で醸成しているという認識でございます。

○委員 ありがとうございます。

○校長 よろしいですか。

いじめについて、いじめの認識がずれているといけないので、学校としてのいじめの認定というのは、いじめ防止に関する基本法に従って、そこで認定されているいじめが何件かということを出しています。いじめそのものというのが昔とは認識が違っている。法律に従ってこちらも判断しているということは基本的なこととして認識しておいていただければと思います。

○会長 先ほどの副校長のお話にもありましたけれども、しつこく絡んだり、悪口だとかというような類いが今、校長がおっしゃったような中身にほぼほぼ当てはまると。もっと深刻な、しつこい、肉体的ないじめだとか、そういうものは発生していない。

○後期副校長 そのような報告は受けていないです。

○校長 重大事態案件というのですけれども、それはゼロ件です。

○会長 よろしいでしょうか。

ほかのアイテムについて何か御質問はありますか。

○委員 あともう一点いいですか。

オの健康づくりの数値目標のところは100%という率で出ているところと、達成度が学年ごとの人数で評価となっており、目標に対する数値と異なっています。これはどのように判断すればよろしいでしょうか。

○後期副校長 失礼しました。設定に合わせて書いていて、%のところを人をメインにしてしまいましたが、目標の単位に合わせて書いております。

○委員 100%でよろしいということですね。

○校長 そうです。

○委員 不登校の子たちは各学年1名、1名、2名、3名だけでも。

○校長 これはSSRを活用している生徒数を書いているだけで、関係率というのは、それに対して、SSRに出ていなくてもオンラインで授業を受けられるとか、あるいは課題を出してそれを提出してもらっているとか、そのように関係している、全く学校と関係せずに不登校でいる生徒はいないという認識でいてもらえればと思います。ここにはSSRに関わっている生徒数を書いています。

○後期副校長 失礼しました。私のほうが認識が不足していましたので、最終報告のところでは今の認識に合わせたパーセンテージを追記できるようにいたします。

○委員 パーセンテージは100ということでしょうか。

○後期副校長 確認をさせてください。ありがとうございます。

○会長 皆さんのほうでよろしいですか。

よければ、私、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、不登校の生徒さんというのがなかなかゼロにはならないところだと思うのですが、前期課程から後期課程に移られるときに、いろいろな理由で後期課程のほうに行かない方がいらっしゃいますよね。海外に留学されるとか、もっと別の高校に行きたいとか、そういうのもあるかと思うのですが、その中に、ネガティブなイメージで申し訳ないのですが、不登校とかそういうのが発生して後期課程に進めなくなっている生徒さんというのは、毎年何名か後期課程に進まない生徒さんがいる中で、やはりそういう方も存在するというところでいいですか。不登校がゆえに、出席日数が足りなくなってしまうとか。

○後期副校長 前期課程は義務教育段階なので、出席率だとかそういったことが進級規定にはありません。

○会長 そうすると、学力的な問題とかそういうので後期課程に進めないとかという方はいるのですか。

○後期副校長 進めないという生徒はいなくて、子どもやあるいは保護者が、自身が3年間過ごして、本校より適した学校がありそうだという考えから学校探しをされて転校されるというケースはあると認識しています。本校としてこの学力だから、この出席率だから後期課程に進めませんという判断は一切しておりません。

○会長 そういふのはないと。

○後期副校長 はい。

○校長 今の会長の話で具体的に言うと、通信制とか定時制とかに行きたいと言って、こちらを受験して行くという生徒はいます。それは数名。

○会長 それは受験をやはりするのですか。

○校長 当然受験しなければならないのです。高校の通信制に転学する子、あるいは今はオンラインでの授業の単位認定は指定する単位までいいですよという通知が文部科学省から来たので、先ほどのスペシャルサポートルーム、SSRと言っているのですけれども、そこに登校した、あるいはオンラインでも授業に参加したというの出席とみなして、それは通信教育なので、本来であれば、普通科だったらそれは認められなかったのですけれども、今は認められるようになっていきますので、それを私が認定をして、一定の単位までは単位取得できるのですけれども、卒業単位は74単位ですから、残りの部分はどうしても出てこなくてはならないのですけれども、そこは厳しいので、4年生が終わるところに2年相当で通信のほうに行きますとかという生徒がいるのは確かです。

○会長 進まない中に、先ほどちょっと触れましたけれども、海外に留学したいからと言ってこちらを辞めて行かれる方というのは。

○校長 留学の場合には、留学した場合の単位を後で認めて、33単位まで本校の場合には認定することはできますので、留学に行き帰ってくる。帰ってきた場合には33単位

を認定して次の学年に上がるということはありません。ただし、法定上1年間だけですので、2年間行った場合には1年間分ということになるので、最終的には原級留置ということになります。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

よろしければ、次に進みたいと思います。

では、これで学校経営方針実現に向けた取組の報告についての質問は終了したいと思います。ありがとうございます。

続いて、令和7年度の学校経営診断アンケートの実施結果というのが資料6にあります。配付されておりますので、これの御説明を経営企画室のほうからお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元にご覧いただけます資料6のアンケート結果を見ながら簡単に御説明をさせていただきます。

改めまして、アンケートの実施につきましては、今年度も委員の皆さんに御協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、今般のアンケートの実施に先立ちまして、何名かの委員の方から御意見をいただきました。具体的には設問項目の追加・変更であるとか、評価の材料、参考資料の提示等について御提案をいただいたところがございます。このうち、新たな設問の追加・変更につきましては、改めて全委員の皆様にご覧いただき、御意見を伺う必要があると判断いたしまして、今回、7年度につきましては、御回答いただくに当たりまして、参考資料のメインと各項目に自由意見欄を追加した形式に修正したアンケートを取らせていただいた次第でございます。

それでは、具体的にアンケート結果について報告をさせていただきます。

まず1ページ目を開いていただきまして、評価項目Iでございますが、これは本校の教育活動の基本方針についての診断項目となっております。その1番目、「確かな学力の向上」に関する取組についてでございますが、御覧いただきましたとおり、75%が「十分に組み込んでいる」という評価をいただいております。

続きまして、自由意見欄について御覧いただければと思います。

めくっていただきまして、項目Iの2番目は、キャリア教育の充実についての評価でございます。これについては、「十分に組み込んでいる」の評価は50%ございました。

続きまして、評価項目Iの3つ目は、豊かな人間性の育成に関する取組についてでございます。これについても「十分に組み込んでいる」という評価は50%ございました。

続きまして、評価項目IIでございますが、これは本校教員の取組姿勢についての診断項目となっております。その1つ目が全体の奉仕者、職層に応じた役割と職責の自覚に基づいた職務遂行について評価をいただいております。75%が「十分に組み込んでいる」という評価をいただいております。

評価項目IIの2番目でございますが、高い人権感覚の下、生徒や保護者との円滑な信頼関係の構築についてです。これについては「十分に組み込んでいる」という評価は38%、お一人の方から「どちらかというと不十分」という評価をこの項目についてはいただいております。

いるところでございます。

評価項目Ⅱの3番目、各部、学年、教科等が日頃から連携・協働しながら学校運営や教育課題の解決に当たっているかの評価でございますが、これにつきましても「十分に組み組めている」という評価は50%、お一人から「どちらかというとなし」という評価をいただいております。

続きまして、評価項目Ⅲですが、学校経営方針の達成状況についての総合的な診断でございます。63%から「十分に組み組めている」という評価をいただいております。

以下、評価項目Ⅳは教育活動の達成状況についての診断となっております。

Ⅳの1番目、学習指導についてです。「十分に組み組めている」という評価が75%でございました。

2番目、生活指導についてでございます。「十分に組み組めている」という評価は50%でございました。

3番目の進路指導についてでございます。全て「十分」または「どちらかというとなし」という評価をいただいております。

4番目が特別活動についての評価でございます。これも同様の評価となっているところでございます。

最後は学校経営全般に関する自由意見・感想となっております。貴重な御意見をいただいたこと、改めて誠にありがとうございます。

なお、繰り返しになりますが、今回は全ての項目にこの自由意見欄を設けたため、各項目のそれぞれの回答者の皆様の判断基準とかというところについても記載していただくことができたかなと思っておりますので、いずれにせよ、非常に貴重な御意見をいただいたと考えております。

アンケート結果については、今後の学校運営の参考にさせていただきたいと思っております。

なお、今回いただいた御意見のうち、このアンケートを実施する前にいただいた設問項目の追加につきましては、来年度、8年度のアンケートに向けて、次回の8年度の第1回の経営評議会のほうで改めて議題とさせていただければと考えております。

以上、非常に雑駁でございますが、私からアンケートについて報告をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

今回何名かの委員の方から出された設問項目の追加あるいは御意見等については、次回の会議の場で検討するというところでよろしいですか。

○事務局 そのとおりです。

○会長 では、次回の会議のときに何らかの御提案をしていただけるということで、皆様、それについてはよろしいでしょうか。御意見をまとめていただいて、こんな質問をというのが具体的に出てくるかどうかは分かりませんが、その辺は御提案していただくというこ

とにいたします。

それでは、御説明いただいたアンケートの結果について、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○副会長 御意見のほうで、あまり本質的なのというか、詳しいことはわかりませんが、御意見の中の2番目に、中学から高校に上がるときに10%ぐらい進めない学生がいると書かれた御意見があるのですが、事実だけ教えていただきたいのですけれども、ほかの中等教育学校と比較して、この数字は大きいのでしょうか。必ず向いている学生とか、いろいろな学生がいますので、全員が上に上がるかどうかというのは、もちろんいろいろあるとは思いますが、例えばほかの都の中等教育学校とかと比べて、この数字はどんな感じなのでしょうか。

○校長 先ほど話をしましたけれども、基本的には全員上がるのです。ただ、本人の判断ですとか、あるいは通信制に行きたいとか、そういった場合はあります。特段うちが多いとか少ないとかということもないかと。学年によって差があるので、ほとんど100%上がって、例えば先ほど不登校の話をしたけれども、後期になると出欠が、いわゆる履修問題ですよね。履修しなければならないということで頑張って来て、それから学校になじんでいけて卒業する子もいますので、一概に何とも言えない部分ですけれども。

○副会長 事実だけで確認なのですけれども、要するに5年前に比べて多いか少ないかとか、経年比較ですね。これはどうですか。

○校長 学年によってまちまちなので、特段。大体同じぐらいの傾向かなと思います。

○副会長 分かりました。

以上です。

○会長 皆さん、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員 今、校長先生のお話から、学校側としては高校に進級させないということはないということ、希望があれば100%行けるということですよ。ただ、私の息子の時代は、多分にその生徒さんに問題があったのだと思うのですが、毎年出てくださいと言われたというお話を聞いたことがあります。なので、今はそういうことはないという理解でよろしいでしょうか。

○校長 昔もそれはやってはいけないと思います。私が校長をやってもう15年になりますけれども、一切それはいいですね。進路変更とか何とかというのは、今、法的にもそういうことは根拠は何もないのです。

○委員 ただ、親御さんからしたら、そういうふうに認識をされたということは問題があると思うのです。先生方の言い回しとか、そういったものがうまく伝わらなかったのかもしれないのですけれども、そういったことは現時点ではまずないという理解でよろしいでしょうか。

○校長 ただ、相談を受けたときには相談に乗るのです。例えばこのまま行くよりもほかの学校でこういったところを目指したいと。都立高校のことをいうと、都立高校は1年生の一番最初の1学期だけは、学科をまたいで補欠募集に受験することができるのです。そういったときの相談を受ける。何を言っているかという、例えば工業高校に進んだ子が普通科に戻りたいと言った場合に、高校1年の1学期の追加募集のところであれば、そこだけは行けるのです。2学期以降は駄目なのですけれども、そういった規定があったりするのです、そういうふうに相談を受けたりする。

あるいは中学校から高校に行くときにも、本校でもいるのです。都立高校とかそういった学校に進学したいということで相談を受けることはしますので、ただ、学力が低いからとか、不登校だからとかとあって、うちは無理だからほかに行きなさいと言うことは一切ないです。そこはないです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ほかに皆さんよろしいですか。

○校長 ちなみに、よくある診断のアンケートなのですけれども、学校運営連絡協議会の場合には評価委員会という委員会組織をつくられて、その評価委員の方の構成の中で評価項目を決めていくので、学校がこうしてくださいとかああしてくださいと勝手に評価項目を決めるということは基本的にないです。これが学校運営連絡協議会の場合です。

○会長 それでは、このアンケートについてはこれで終了とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員 1つだけすみません。この内容と外れるかも分からないのですが、ここで話しているのはソフトな部分というかあれなので、生徒自治会と年1回、12月なのですけれども、交流会というか要望を聞くことをP.A.のほうで毎年やっております、そのときに出る話がどうしても設備のことが多くて、どこそこが壊れているだとか、そういう話がどうしても去年も今年も出てくるものですが、当然予算に限りもありますし、言えば直るといってもないのは私どもも生徒も分かってはいるのですけれども、優先順位だったり、体育館の雨漏りなどは修理してくださるということが公になっておりますので、生徒のほうとしてはどうも言ってもなかなか直らないというような思い込みもあるかもしれないのですけれども、そこは生徒全員に周知しなくてもいいのですけれども、生徒自治会からどこに言ったらいいか分からないというような言い方もあったものですから、P.A.のほうから言ったりももちろんあるのですけれども、生徒自治会の担当の先生もいらっしゃるのです、そこかもしれないし、経営企画室さんなのかもしれないし、もちろんP.A.が間に入ってもいいのですけれども、どこに言ったらいいのか、あるいはこういう順番でやっているよみたいなのをせめて生徒自治会の子たちには教えてあげるといえるのか、返事をしてあげられるような、決まりではないのですけれども、何かそういうのが、もちろん我々が聞けば、それを伝えるのはオーケーだと思うのですけれども、こうしたらいいというのがなかなか私からないので、せつかく皆さん頑張ってくださいに、生徒にそうい

うふうに思われてしまうのはすごくもったいないなと思って、本題からは外れるかもしれないのですが、そこだけ認識というか、一緒に考えていきましょうということです。
○後期副校長 ありがとうございます。

先日の自治会の生徒とP.A.の皆さんの話合いの結果を私も後で報告を受けましたけれども、すのこの破損という話で、早速直させていただいています。校内では安全衛生委員会という委員会を月1回、産業医の先生もお呼びして実施していきまして、九段では非常に予算を潤沢にいただいておりますので、細やかな施設修繕や、そのほか大規模の改修に向けた準備等を区教委とも協力、情報共有しながら進めている箇所もあります。私、去年まで都立学校にいましたので、比較にならないスピードですぐに改善していただいている状況があると認識しています。

日々細やかな修繕をしていただいている修繕の詳細についても伝えていけたら、子どもたちはこのような環境があるのは、経営企画室をはじめ、区教委の皆さんの御協力のおかげなんだというのがよく分かると思うので、ちょっと工夫したいと思います。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

生徒もすごくしっかりしていると言ったらあれなのだけれども、僕らP.A.も生徒を助ける、思い込みですけれども、本当に交流会をしていると、対等と言ったらあれなのですけれども、P.A.さんは働いていらっしゃるって、平日はなかなか来られないところを何か私たちが手伝えることがあればやりたいというような、本当にみんな感激してしまって、そういうことがございました。ありがとうございます。

○地域振興部参事（子ども部参事兼務） 会長、補足をさせていただきます。

仕組みだけですが、今、副校長先生がおっしゃってくれたように、すのこですとか学校でできる部分と、外壁ですとか、天井ですとか、空調ですとか、施設全体に関わるような、いわゆる工事というものです。そういったものは区の施設経営課ではないとできません。ですので、それを経営企画室を通して施設経営課と調整をして工事を順序立てていきます。ただ、そのときに、どうしても施設経営課は区内のあらゆる公共施設を見ているので、優先順位はいろいろつくかもしれません。ただ、やはり子どもの施設というのはとりわけ重要ですから、そこは経営企画室を通して施設経営課と調整をしています。それとは別に、経営企画室についているお金で、経営企画室が、小破修繕というのですかね。自分で委託して手直しをする。そういったものは経営企画室でしっかりとやります。そこら辺を生徒一人一人に認識させる必要があるかどうかはあれなのですけれども、やはりこういう経営評議会の委員の皆さんが御認識いただいて、こういうところをちょっと上げようよとかというのがあれば御指摘いただければと思います。

○委員 希望としては、我々経由でも構わないのですけれども、最終的には自治会の生徒に報告、連絡が行くようになるといいなと思いますけれども、生徒自治会との交流会も来年度ももちろんやりますので、P.A.さんに言ったのに全然変わらないと言われると面目

ないので、聞いているかもしれないけれども、ここはやってくれたよとかという報告できれば、おっしゃるとおり、また生徒もいろいろ意見を言うてくれると思いますし、そういうふうに関係ではできておりますので、ありがとうございます。

○会長 P.A. と生徒さんの関係がいいにしても、基本的に毎日学校で生活をしている生徒さんが不具合だとか何か違和感を感じるような部分があったときに、それを学校のどこかに報告をして修理をしていただく、あるいは直していただくというようなこと、そのルートというのは出来上がっているのですよね。特に決まってははいないのですか。

○後期副校長 先ほどのお話ではないですけれども、いじめのときのように気軽に声を届けていただけていたらありがたいと思ったので、子どもたちに伝えていきたいと思います。

○会長 生徒さんが直接担任の先生や関係する方に一言言えば済むような中身を、ずっと黙ってP.A. のときに言うというのも、伝える場所がないというのが課題なのかなという感じがします。

○後期副校長 確認したいと思います。あるはずです。

○会長 そうですね。

ほかに皆さんよろしいでしょうか。

それでは、続いて、教育委員会から学校経営評議会についての比較評価、その他の資料が出されております。

前回、委員のほうからも多少ありましたお話を少しまとめていただいたということですので、御説明をお願いいたします。

なお、教育担当部長が3月21日付で異動されているというお話がありまして、引き続き教育委員会の子ども部参事の役職も兼ねていらっしゃるということですので、この評議会の設置要綱の第6条の2の規定によって、この内容については、地域振興部参事から御説明をいただくということで判断いたしました。

それでは、よろしく願いいたします。

○地域振興部参事（子ども部参事兼務） ありがとうございます。

異動で、今、地域振興部の参事と教育委員会の参事を兼ねておりますので、教育委員会の参事として御説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが、資料7-④を御覧いただきたいと思います。

前回、本経営評議会の位置づけや学校運営協議会などのお話を様々ないただきました。これはその際の会議録の抜粋でございます。

裏面を御覧いただいて、⑤と書かれております。これは会長から教育委員会で預かるよう指示されましたので、本日、制度の比較を含めて御説明させていただければと思います。

恐縮ですが、資料7-①を御覧ください。

学校運営協議会、学校評議員、学校経営評議会について、根拠法令や役割、組織などの概要を簡単にまとめさせていただきました。

まず、学校運営協議会についてですが、根拠法令は地方教育行政の組織と運営に関する

法律に基づいております。その法を受けて、教育委員会で学校運営協議会に関する規則を制定しております。資料7-②で添付させていただいております。位置づけとしては、法律に基づいて設置され、学校運営等に一定の権限をもって関与する機関ということになります。

主な権限としては、役割・所掌の行にあるとおり、学校運営の基本的な方針への承認行為となります。校長は協議会の承認を経なければならないとされております。

また、教育委員会が任命する委員で組織することとなっております。身分的には地方公務員法3条3項に規定する非常勤の特別職という公的な立場になります。教育委員会が任命すると申しましたが、任命と委嘱では、一般的に任命は権限が強く、法律に基づく公的な地位で、より重い責任を伴います。一方、委嘱は比較的緩やかで、要綱などにに基づき依頼するもので、助言的な役割が中心となります。

真ん中の列、学校評議員については、千代田区はこの制度を活用しておりませんが、学校教育法施行規則に基づいて置くことができるとされております。個人の立場で意見を述べるというもので、学校設置者である首長、千代田区でいうと区長が委嘱するというものでございます。

そして、我々のこの学校経営評議会につきましては、法に基づかない区独自の要綱で規定されており、校長の学校経営を支援するために協議し、助言する組織という位置づけでございます。

所掌としては、学校運営や教育施策への提言、学校評価の実施などで、教育委員会が委嘱する委員で構成されているというものでございます。

続いて資料7-⑤、検討委員会報告書というものでございます。御覧いただければと思います。

分かりづらくて恐縮ですが、経緯の御説明を簡単にさせていただきます。平成14年当時、区立中等教育学校設立のため、九段高校移譲に向けて都と区の教育委員会による協議会というものが設置され、移譲のための条件が定められました。さらにその後、「都の教育委員会、区の教育委員会、九段高校と同窓会で検討委員会というものを設置し、都と区の協議会で定めた条件を基に、より具体的な移譲条件が検討されました。

3ページを御覧ください。

その中の一つが学校運営の基本的な事項を検討する「(仮称)学校評議会」を設置するというもので、学識、地域・企業、同窓会などで構成するとされております。

また、資料7-④の会議録の裏面、④のところです。会長の発言の中の「移譲に向けての準備体制の整備、学校運営についてもろもろの条件がありまして、その中の一つとして学校経営評議会というのが入学試験が最初に行われた年から開設されたと思っている。その前の準備段階でもありました」という「準備段階でもありました」というのが今御説明した(仮称)学校評議会というものでございます。その流れを汲んで、その後、学校経営評議会になっていると思っております。

資料7-④の表面に戻りまして、前回幾つか御質問をいただいている点について回答させていただきます。

見づらくて恐縮ですが、まず①学校経営評議会そのものの位置づけや趣旨、何をするのか不明というところでは、先ほどの比較表にあるとおり、法に基づかない区独自の要綱で校長の学校経営を支援するための学校運営について助言する組織という位置づけでございます。具体的には、要綱2条にあるとおり、学校運営に関する基本方針や校務全般について協議するとともに、(1)から(6)の所掌事項に関して意見を述べるというものでございます。

続いて②会の主催、運営は教育委員会か学校かという点については、問答のようになって恐縮ですが、会的主催や運営は本経営評議会になります。要綱5条、6条で、会長には会を代表し、会を招集する権能が与えられております。

次に③アンケート事項の提案は学校でやるものなのか。アンケートが学校経営評議会の所掌事項である学校評価の実施であるならば、学校経営評議会が実施するものになります。会長がというよりも、経営評議会として実施するものとなりますので、経営評議会の名の下に実施されますが、通常、本会に限らず、検討会や協議会などの会議体では事務局なり庶務をつかさどる部署が実働的に会議体の意向や考え方を形にするものと考えております。

最後に、④経営評議会では校長は助言を聞くだけで終わってしまう。学運協にはある程度の強制力もある。今後どうしていくか考えたほうがよいということでございますが、先ほど御説明した九段高校移譲の条件の中で整理されてきた経緯を踏まえるとともに、現在でも設置目的が校長の学校経営を支援するため、学校運営について助言するということなので、学校運営協議会に移行しなくても、現在の経営評議会のままでよいと考えておりますが、学校及び本評議会の御意向が学校運営協議会のように一定の権限をもって関与すべきだということであれば、教育委員会に問題提起して規則変更など所定の手続を協議していくことはやぶさかではございません。

以上、雑駁ですが、前回の宿題の御回答にさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

この件に関して御質問、御意見等はございますでしょうか。

○委員 では、前回発言したこともございますので、続いて補足をさせていただきます。

ただいまの参事の発言については、その通りだと思います。ただ、ここから先、考えていかななくてはいけないのは、教育に関して言うと、不易と流行の両面があり、時代とともに変わってはいけない部分と変わらなければならない部分がある。例えば、九段中等教育学校経営評議会、今のこの会議ですが、この会自体は要するに東京都と千代田区の間で協定として定められているので実施するのですが、その協定から約30年経って、社会も、学校も、教育もだいぶ変わってきた。協定も必要に応じて見直さなければならぬこともあるのではないのでしょうか。例えば部活動、クラブ活動に関しては、今、学校から地域へ

の移管というのが全国の流れです。

この学校経営評議会も代表的な例です。以前、どこの学校でも学校評議員制をとっていました。しかし、地域に根差した学校として、保護者・地域住民等が学校経営に参画していくコミュニティスクールへの移行が必要との文科省の提言を受け、もっと権限と責任を持った学校運営連絡会にチェンジしていきました。千代田区の小中学校もすべて学校経営運営協議会制だと思います。

こんなふうに、最初の約束であったとしても、時代が変わっていく中で、社会的に、また法的にも変わっていった部分というのはあるわけで、そこに対応しなければならないと思います。

私が一番お伝えしたいのは、この委員会の名称のことではなく、九段中等教育学校の教員や子どもたちのことです。先週、私は九段探究発表会に参加しました。まだスタートして2年ですけれども、九段の探究プランは大変すばらしいものになっています。例えば、探究プランの中でもいろいろなことを実施しています。御存じのとおり千代田区の最大の財産は東京の全国の中で、皇居や国会議事堂だけではなく、各国の大使館や様々な企業があったり、いろいろな文化施設があることでしょう。九段探究プランでは、その恵まれた環境を生かして、実際に体験し連携したプログラムを実施しています。1年生の千代田のフィールドワーク、2年生の企業職場体験、大使館訪問、3年生では地元の企業と連携して生徒たちがプロジェクトをやっている。すばらしい実践です。けれども、このように新しいことを実施するには多くの時間と労力が必要になります。働き方改革の時代です。今、先生方の負担がどんどん増えていくだけで、やはりどこかをスクラップしていかないと、時代に合わない部分は変えていかないと、次のビルドはできません。今の本校はビルド・アンド・ビルドになっている。昔のものを守りながら、さらに新しいものをどんどん取り入れてアップアップの状態だと、私は2年間学校を見てきて、そういう印象を持ちました。

その一つの表れがこの学校経営評議会ではないかなと思う。これはもちろん東京都の約束の下につくられたものであるのですが、原則的にはそれを守っていく必要もあるのですが、変えるべきものは勇気をもって変えていく必要がある。もう少し様子を変えた学校運営協議会に近いもの、権限と役割がこの会議にはありません。校長に何を言っても、校長は聞かなくてもいいのです。でも、そうではなくて、校長の方針にも必要であれば、どんどん意見を言いしっかりと協議をして、そして大切なのは、委員は役割と責任を持ってそれをサポートしていく。そういう組織にしていかないと、いつまで経っても組織は変わらない。そんなふうに思っています。

○会長 今の御意見に関して、皆さんのほうからほかに。

○委員 質問させていただきたいのですけれども、よろしいですか。

具体的に何が問題だというのが今の中には含まれていなかったように感じるのですけれども、どこが今まででビルド・アンド・ビルドになっている、ビルドというところに何の

問題意識を持たれているかを具体的に御説明いただけますでしょうか。

○委員 東京都との契約の資料を今まで見たことがなかったので、どの部分ということをも具体的に申し上げることはできないのですが、例えば一番分かりやすいのは、私は至大荘行事だと思います。至大荘に関しても、これは継承していくということがこの中にうたわれているのですが、このようなことが都と区の契約の中にあることは異例だと思います。私は個人的には至大荘のような伝統的な行事は、大切に尊重していきたいと思っています。しかし、この負担はものすごく大きい。いろいろと新しく九段が創っていったビルドの部分はとても価値がある。ならばどこかを削っていく勇気も必要である。至大荘行事は継続するにしても、それを任意参加にするとか、あるいはクラブ活動の外部委託と同様、外部の専門家に委託して指導するとか、そんな形を検討しても良いと思います。

○委員 ここで至大荘の意義について議論する必要があるかどうかというところに踏み込んで回答いただいている気がするのですが、我々としては、私は菊友会という同窓会の一員でもあり、至大荘の行事を支えてきた時期もあったのですが、そこをここで議論したほうが良いということですか。

○委員 いえ、そういうことではありません。質問があったので答えているだけです。

○委員 その話を具体的なテーマとして、私は去年、一昨年と校長のほうで委員会という形で、この場ではない専門家を交えて実施したという理解です。その経緯は御存じでしょうか。

○委員 私も委員でしたから、そこに出ています。

○委員 そのこの委員会に問題があったとお考えなのですか。

○委員 思っていません。ただ、委員会の開催は途中でなくなりましたね。はっきり言って、将来的にどうしていくかという話は途中で終わっていると認識していますが。

○委員 そこは校長に問題があるということを指摘されているということですか。

○委員 いいえ、今年、来年のことではなく、将来的に至大荘行事をどうするかということは、委員でしたけれども、聞いていないと認識しているということです。

○委員 公式的な書類としては、書面会議で決定したということでクロージングしていたように記憶しているのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○校長 最後はそうですね。書面として、最終こういった方向でということにはもらっていて、当然、両名ともそちらの委員でしたけれども、最終的な方向性ということについては御理解いただいているところではあると思います。

○委員 ともかく、至大荘の件に関して、今この場で話題にしようとは思っていません。

○委員 でも、大分オーバーラップしている議論ですよ。至大荘のあるべき、今後どうしていくのかという議論が立ちました。それも今、そういう意味ではまだ確定はしていない状態だと私たちは理解しているのですが、そのときに、生徒の負担が重いながらも、100年近くやってきた行事でもあるという重みがあると。特にそういう合宿生活についてどう評価するかというので、負担が重いからやめるというのは短絡的には議論は可能

かと思うのですけれども、一方で、それを卒業生たちは心の拠り所として今まで生きてきているところを簡単に変えてくれるなよというのが都立高からの移譲時の20年前に議論していた内容だったと思うのです。それを今、時代が古いから、新しいからという議論に変えて、またこの場で議論していくのは妥当なのかどうかですね。

○委員 そういうことではないですね。私がお伝えしたいのは、スクラップ・アンド・ビルドということを考えるべきだということです。何をスクラップするか。至大荘をスクラップするということを言っているのではありません。

○委員 今のお話ですと、そういうふうに聞こえますよね。

○委員 いえ、それを言っているのではありません。至大荘のやり方を変えるというのはあると思います。

○委員 例えば我々、至大荘は、名前からしても学校の至大至剛の精神の拠り所でもあるので、それをスクラップの対象とするかのような発言は聞き捨てならないところがあります。

○委員 至大荘をスクラップせよという趣旨ではありません。

○委員 例えばという話で出ていたので、それを見直しましょう、先生方の負担を軽くしましょうという、大分やり方を変えないといけなくなる。

○委員 何をスクラップできるかというのは、私が提案することではない。学校のほうで提案することだと思います。

○会長 この論議をここで続けていっても、すぐに至大荘の論議になってしまって、結論が見いだせないと思います。

今委員のおっしゃっていることは重要な部分がありまして、どんな企業でもそうし、法人でもそうですし、あらゆる組織がスクラップ・アンド・ビルドという考え方を持って、新しい社会にそぐわない部分を捨てて、それは経営方針にもそぐわないという考え方もあるでしょうし、そういうところを捨てて、新しいところに価値観を見いだしていくということがどこでも行われています。

この会議でスクラップ・アンド・ビルドを論議して、何をやめましょう、何をやりましょうという話でもないので、そこは打ち切りとさせていただきますが、今の件に関して、それ自体は重要な項目ですので、校内の中でもいろいろ御検討されていることだと思います。それらを、今存続している学校経営評議会の席上にこういうような中身を検討していますとか、こういうようなところに論点があります、あるいはこういうところは皆さんの意見も聞きたいというような、デュープロセスというのですかね。確かな公平なプロセスをもって論議をしていければと思います。そういうことで、我々がスクラップ・アンド・ビルドを決めるわけではありませんので、そこは学校のほうできちんと検討していただいて、またこの席に持ってきていただいて意見交換をさせていただければと思います。

両委員、そういう形でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 皆さんのほうから何かありますか。今の地域振興部参事から御説明いただいた中身で、学校経営評議会についての御意見ということで何かございますでしょうか。

○地域振興部参事（子ども部参事兼務） 説明が上手に伝わらなかったかもしれないのですが、今の学校経営評議会というのは学校と協議したり、校長の経営を支援するために助言をするという位置づけです。一方、委員の言う学校運営協議会になると、一段権限が強くなるので、校長の方針に承認を与える。承認を与えないと、その基本方針で校長が経営できなくなってしまいますので、一段強くなってしまいます。我々としたら、やはり基本は校長の自由な裁量の中で学校を経営していただきたいと思っているので、助言をしていただく機関でいいかなとは思っております。ただ、先ほど言ったとおり、やはりどうしても学校運営協議会に皆さんがするのだということであれば、また別途協議をさせていただければと思います。

○会長 何か。

○委員 ですので、今はこの学校経営評議会を今後どうするかというお話ですよ。権限を強くしたほうがいいのか、今のままで行きましようかということが争点で、それはこの場で決めるというか、どうなのですか。今の御意見だと、校長先生には自由に活躍してもらいたいので、助言でいいのではないかという方向感だろうし、もうちょっと権限を強くしたほうがということでもないですね。権限を強くすると、それぞれ皆さんもいろいろ仕事がある中で、今ももちろん頑張って出席して、いろいろ考えてはいるですけども、もう一段頑張らなくてはいけないというようなことになろうかなと思うのですけれども。

○委員 ここで結論を出す事項ではないと思いますので、もし学校運営協議会に変わっていくのであれば、名称だけでなく役割も意義付も権限も変わる。そして、権限があるということは責任があるということで、また、このメンバーがそのままなるわけでもありません。ただこの場で、今後考える必要がある課題として声を出させていただきました。

○会長 何かありますか。

○副会長 いえ、このこと自体には全然ありません。

○会長 基本的に、問題提起がされたことは事実ですけども、今のところ、特にこれといった不具合が生じているわけでもない。それと、先ほど御説明の中にありましたように、校長が策定する学校運営に関することに助言を与えるという言い方と、そこに（１）、（２）、（３）、（４）、（５）、（６）と目的等が書いてあります。また、学校経営評議会の意見に対して、校長がそれを尊重するというのもあって、信頼関係の上に現在は成り立っていると思います。だから、強制力を持つとか持たないとかということの論議の前に、今、この学校経営評議会が壊滅状態にあってどうにもならないと言うのであれば、新たな組織を考えていただかなければいけないと思うのですが、今のところは信頼関係の中に基づいて運営されているので、当面、この任期も、あと１年皆さんの任期もあります。ということもあって、その１年間の中で、今まであまりそこについては意識を持ったこと

がないと思いますので、意識をして、何か不具合があるのか。あるいは課題があるのかというところがあれば、この学校経営協議会の席上でも皆さんの意見をどんどん出していただければと思います。それらを総合的に勘案して、次のステップを考えなくては行けないのか、あるいは継続するのかということは、教育委員会のほうとも御相談をさせてもらって決めていければいいのではないかと思います。学校のほうとしても、それでもし問題があるとすれば言うていただくということで行きたいと思いますが、あと1年間あると思いますので、そこで冷静に見つめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○校長 経営者として言うておきますが、学校運営連絡協議会が決して校長にとってマイナスに働くということはありません。先ほど委員が言っていましたけれども、その権限、バックアップ、逆に言うとしっかりと一緒に後押ししてもらえるとというような位置づけ、法的な位置づけがありますから、そういったことで御意見をいただいていたと思っています。

なお、これについては、権限は教育委員会にありますので、我々が例えばこちらにしてほしいとか、あちらにしてほしいというのはないです。法的な根拠にあるかないかは非常に重要なことと認識しているだけのことです。

○地域振興部参事（子ども部参事兼務） 今、校長先生がおっしゃっている学校運営連絡協議会というのは、名前が似ているのですが、法に位置づいている学校運営協議会とは違うと思います。

○会長 では、この件に関しては、一応1年間継続して、その中でより多くの意見が出れば、またそれで皆さんの意見を集約していきたいと思いますが、先ほども言いましたように、教育委員会のほうとよく相談しながらまとめていきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○副会長 別件で、素人の質問で申し訳ないですが、校長先生と教育委員会の皆さんに、私はこの区立中等教育学校の検討委員会の報告書に関しての覚え書きみたいなものを初めて拝見させていただいたのですけれども、この中の7番の人事上の対応というところを見ますと、教員の人事は都の教育委員会、区に管轄はあるけれども、このまま読むと、管轄はあるが、都の教育委員会で検討すると書かれているのですけれども、かねがねというか、常々というか、よく分かりませんが、せっかく都立の中等教育ではなくて区立の中等教育で別組織なので、独自の人事というか、もちろん校長先生がメインになるのかもしれませんが、千代田区の教育委員会かもしれませんが、それをやることは難しいのでしょうか。

○校長 独自採用していただければいいと思いますよ。千代田区が独自採用すればいいのだと思います。

東京都の身分を持っているのは私だけなのです。私は他校の校長で派遣されてきている

ので、私は都の人間なのです。ほかの先生たちはみんな退職届を書いて、割愛退職でみんな来ているのです。その違いはあるので、校長から何から全部独自採用していただければ、区立としての千代田区としてできると思います。そうすると、先生たちは本当に退職届を書かなければいけないから、大変は大変なのです。正直に言って、こちらに退職届を書いて来たくないと言われた先生方もいらっしゃったので、そこは厳しいのですよ。正直に言って、みんながみんな来たくないと言われたら、ここは先生がいなくなってしまう。今のところはここに来られているので、独自採用すれば、それはそれでよろしいかと思えます。

○副会長 私が申し上げているのは、この文言を根本的に変えろということではなくて、例えば1人とか2人とか、年に1人とか2人を独自に、メインは都で、そういうことは難しいのですか。

○校長 いえ、それもできていくと思いますよ。一遍に、ここの人数は定数が65、66あるのですけれども、1名だけ独自採用があるのです。それはネイティブの先生、特別免許ですけれども、それを順次変えることは多分可能なのだと思いますけれども、一気に変えるというのは現実的ではないかなと思います。

○副会長 分かりました。

千代田区としても難しいのですか。

○地域振興部参事（子ども部参事兼務） 区の方針とかというのは、ここに掲げてあるように、中学校とか、既存の中学校とかでも区独自の講師とかというのは採用しております。

○子ども部参事 正規の職員ですと、どうしても区の職員というのが組織ごとに決まっておりますので、その枠を超えてしまうと、やはりトータルの区の職員数が変わってしまうので、それを条例で定めているので、条例の数を変えていかないと職員の数をトータルで増やしていけないという形になっていますので、なかなか厳しい。なので、枠が決まっているので、ここだけずっと増やすというわけにはいかないのです、その辺りの兼ね合いは難しいと思います。

○会長 でも、今、教員の方々は、校長がおっしゃるように、都の教員の方が退職届を出して千代田区の在籍に変えているわけですね。だから、トータルの人員は変わらないではないですか。

○校長 トータルの人員は変わらないのです。でも、その部分は区の職員採用枠として枠を見ているのです。なので、都の職員から区の職員になることが前提でその枠を用意しておりますので、要はこの枠を1増やしたらどこかが1減ることになるので、その兼ね合いが難しくなっています。

○会長 それにしても、毎年10人以上ぐらいの先生の異動がありますよね。10人か10人強ぐらいですかね。

○校長 今回は20人です。

○会長 20人ですか。先ほどのお話で、トータルで六十数名の中で20名近く、30%ぐら

いの方が動くとなると、出たり入ったりの手続も含めて、あの方が欲しい、この方が欲しいとかというやり取りも含めて、都と区のやり取りを含めて、非常に負担が大きいのではないですか。確かに、全部とは言いませんけれども、何人かの方は区で抱えて、ずっと何年も長く続けていらっしゃる。都から区に来るのは出向と言わないのですか。そういうので来られる方が10年も20年もという話ではなくて、やはり3年とか4年で戻りたいとかという話になってしまうのではないですかね。落ち着いてやるためにも、そういう核となる方が。

○校長 6年で戻ってもらわなくてはいけないのです。基本は6年で戻ります。あと、年齢的にも戻ります。

○会長 そういう枠組みというか、ルールがあるわけですか。

○校長 そうです。

○子ども部参事 人事上の基準がありまして、そういう形で運用しているところです。

○会長 中等の先生は結構入れ替わりが激しいなと思って見ていたのですよ。

○校長 もちろん希望で来られる方もいます。

○会長 何かいいアイデアがあればあれですけどもね。また教育委員会に少し検討してもらったほうがいいかもしれない。そういう話もあったということで。

ほかによろしいでしょうか。

よろしければ、先ほどの参事からの御説明、ありがとうございました。それと、いろいろ活発な御意見をありがとうございました。

そのほかに、皆さん、今、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

よろしければ、時間にもなっておりますので、ここらで終了とさせていただきたいと思っています。

特になければ、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○経営企画室長 ありがとうございます。

今年度は、今回、第3回の学校経営評議会をもちまして終了となります。

委員の皆様におかれましては、昨年6月の就任以来、1年間本当にお世話になり、ありがとうございました。

先ほど会長も申しましたように、委員の皆様の任期は、来年、令和9年6月までとなっております。来年度、令和8年度も引き続きよろしくお願いいたします。

令和8年度の第1回目の学校経営評議会につきましては、本年6月の開催を予定しております。開催日程等につきましては、改めて会長と調整をさせていただいて決めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今、室長がお話しされましたように、来年度の評議会の開催日程につきましては、事務局と調整させていただいて、改めて皆様に御連絡をさせていただきます。

1年間たちましたけれども、また新しい年度にもう1週間ほどでなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。